

第97号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立浜御影児童館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立浜御影児童館	神戸市東灘区御影本町6丁目5番8号 特定非営利活動法人みかげ元気っ子 理事 吉村 和雄	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
神戸市立東川崎児童館	神戸市中央区東川崎町7丁目4番11号 特定非営利活動法人ひがしかわさき 理事 後藤 實	
神戸市立藤原台児童館	神戸市北区藤原台中町7丁目14番15号 特定非営利活動法人f u らんど 理事 市橋 祐子	
神戸市立淡河児童館	神戸市北区淡河町木津54番地 特定非営利活動法人淡河町子育てネット 理事 山崎 昌二	
神戸市立西山児童館	神戸市北区菖蒲が丘1丁目14番地の3 特定非営利活動法人にしやま 理事 片山 雄二	
神戸市立好徳児童館	神戸市北区淡河町木津54番地 特定非営利活動法人淡河町子育てネット 理事 山崎 昌二	

神戸市立塩屋児童館	神戸市垂水区塩屋町4丁目3番9号 特定非営利活動法人SIOYA40 8 理事 北川 保幸	
-----------	---	--

理 由

神戸市立浜御影児童館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。